

別表2 物質別濃度基準値一覧（発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質を含む。）

物質の種類	八時間 濃度基準値	短時間 濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—
アクロレイン	—	0.1 ppm ^{※1}
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	5 mg/m ³	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm
アニリン	2 ppm	—
1-アリルオキシー-2, 3-エポキシプロパン	1 ppm	—
アルファーメチルスチレン	10 ppm	—
イソブレン	3 ppm	—
イソホロン	—	5 ppm
一酸化二窒素	100 ppm	—
イプシロン-カプロラクタム	5 mg/m ³	—
エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
2-エチルヘキサン酸	5 mg/m ³	—
エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
2, 3-エポキシー-1-プロパノール ^{※2}	—	—
塩化アリル	1 ppm	—
オルトーアニシジン	0.1 ppm	—
キシリジン	0.5 ppm	—
クメン	10 ppm	—
グルタルアルデヒド	—	0.03 ppm ^{※1}
クロロエタン（別名塩化エチル）	100 ppm	—
クロロピクリン	—	0.1 ppm ^{※1}
酢酸ビニル	10 ppm	15 ppm
ジエタノールアミン	1 mg/m ³	—
ジエチルケトン	—	300 ppm
シクロヘキシリアミン	—	5 ppm

ジクロロエチレン(1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	5 ppm	—
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m ³	—
1, 3-ジクロロプロパン	1 ppm	—
2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	10 mg/m ³	—
ジフェニルアミン	5 mg/m ³	—
ジボラン	0.01 ppm	—
N, N-ジメチルアセトアミド	5 ppm	—
ジメチルアミン	2 ppm	—
臭素	—	0.2 ppm
しよう脳	2 ppm	—
タリウム	0.02 mg/m ³	—
チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	0.01 mg/m ³	—
テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	2 mg/m ³	—
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.2 mg/m ³	—
トリクロロ酢酸	0.5 ppm	—
1, 2, 3-トリクロロプロパン※2	—	—
1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	0.5 mg/m ³	—
ニッケル	1 mg/m ³	—
ニトロベンゼン	0.1 ppm	—
ノルマルーブチル=2, 3-エポキシプロピルエーテル※2	—	—
N-[1-(N-ノルマルーブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	1 mg/m ³	—
パラ-ジクロロベンゼン	10 ppm	—
パラ-ターシャリーブチルトルエン	1 ppm	—
ヒドラジン及びその一水和物	0.01 ppm	—
ヒドロキノン	1 mg/m ³	—
ビフェニル	3 mg/m ³	—

ピリジン	1 ppm	—
フェニルオキシラン	1 ppm	—
フェニルヒドラジン ^{※2}	—	—
フェニレンジアミン（オルトーフェニレンジアミンに限る。） ^{※2}	—	—
2-ブテナール	—	0.3 ppm ^{※1}
フルフラール	0.2 ppm	—
フルフリルアルコール	0.2 ppm	—
1-ブロモプロパン	0.1 ppm	—
2-ブロモプロパン ^{※2}	—	—
ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナト リウム十水和物（別名ホウ砂）に限る。）	ホウ素として 0.1 mg/m ³	ホウ素として 0.75 mg/m ³
メタクリロニトリル	1 ppm	—
メチルターシャリーブチルエーテル（別名 MTBE）	50 ppm	—
4, 4' -メチレンジアニリン	0.4 mg/m ³	—
りん化水素	0.05 ppm	0.15 ppm
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリ ル）に限る。）	0.03 mg/m ³	—
レソルシノール	10 ppm	—

備考

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空气中における濃度を示す。
- 2 ※1 の付されている短時間濃度基準値については、5-1 の(2)のイの規定を適用す
るとともに、5-2 の(3)の規定の適用の対象となる天井値として取り扱うものとす
る。
- 3 ※2 の付されている物質については、発がん性が明確であるため、長期的な健康影響
が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質である。事業者は、この
物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。